

島しょ地域における再エネ導入促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和7年4月23日付7都環公地温第271号
(改正) 令和8年3月25日付7都環公地温第8252号

(目的)

第1条 本交付要綱は、島しょ地域における再エネ導入促進事業実施要綱（令和7年2月19日付6産労産事第625号。以下「実施要綱」という。）第9条第三号に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する島しょ地域における再エネ導入促進事業（以下「本事業」という。）における助成金の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本交付要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第4条に規定する事業とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第5条に規定する者とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、実施要綱第7条に規定する金額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間中に別表第1に掲げる書類を公社に提出するものとする。ただし、実施要綱第10条四号に該当する場合は申請ができないとする。

2 公社に申請した書類に不備がある場合において、助成対象者に公社が修正を求めた日の翌日から起算して30日以内又は公社が指定する期限までに助成対象者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなす。

- 3 会社が受理した書類に不備がある場合において、助成対象者に会社が修正を求めた日の翌日から起算して30日以内又は会社が指定する期限までに助成対象者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を取下げたものとみなす。

(助成金の交付決定)

第7条 会社は、前条第1項の規定により交付申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 会社は、助成対象者に対し、前項の決定において、助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第4号様式)により通知する。

- 3 前項の規定により助成金の交付決定を受ける助成対象者(以下、「助成事業者」という。)は、交付決定日が属する年度内において、再生可能エネルギー発電設備の運転開始日が属する月(以下「運転開始月」という。)を含め最大60か月間の助成事業(助成対象事業に関し、本条第2項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)の実績および前項の規定による交付決定通知書に記載されている1kWhあたりの助成金額に基づき、交付を受けることができる。ただし、運転開始月の翌年度に交付申請をした場合、当該年度の4月を運転開始月とする。

(交付の条件)

第8条 会社は、前条第1項の規定による助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、助成事業者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 会社が第17条第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、これに従うこと。
- 二 会社が第19条第1項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、会社が指定する期日までに返還するとともに、第20条第1項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第1項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 三 再生可能エネルギー発電設備について島しょ地域という自然条件を踏まえ、構造上安全な状態を確保するとともに、塩害を考慮した必要な対策を施すこと。また、会社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
- 四 会社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- 五 本助成金以外に都、会社又は都の補助金の交付を受け補助金交付事業を行う者から、本事業と事業目的及び対象を同一とする補助金等を受給した又は今後受給する事業でないこと。

六 助成事業者は、必要に応じ、助成事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の報告やその他の協力を行うこと。

七 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議が公表している「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（最新版）を遵守するよう努めること。

八 助成事業の実施に当たり、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 公社は、前条第1項の規定による助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付することができるものとする。

（申請の撤回）

第9条 助成事業者は、第7条第1項による助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、同条第2項の助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

（助成事業の承継）

第10条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併若しくは分割、に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は助成事業承継届出書（第6号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による届出を受けた場合、承継者が当該助成事業を継続して実施することが適切でないと認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 公社は、助成金の交付の決定後、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都に報告するものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第12条 助成事業者は、個人事業主にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第7号様式）を公社に提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第13条 助成事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第10条第1項に規定する承継を除く。）をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都と協議するものとする。

（助成事業の中止又は廃止の届出）

第14条 助成事業者は、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに助成事業中止（廃止）届出書（第8号様式）を公社に提出しなければならない。

（実績の報告）

第15条 助成事業者は、助成金の請求をするときは、実施要綱第8条第一号に規定する実績のあった年度の翌年度の6月末日のあった年度の翌年度の6月末日（以下「実績報告期日」という。）までに別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰することのできない理由として公社が認める場合にあつては、公社が認める期日までに行うものとする。

3 第1項の規定による提出について、助成事業者は第7条1項の規定に基づく交付決定を受けた日の属する年度における運転開始月から当該年度末までの実績を報告するものとする。

4 前項の規定による実績の報告を行った翌年度以降は、当該年度の4月から3月までの実績を翌年度の実績報告期日までに報告するものとする。ただし、助成事業の終了年度においては、12月末までの実績を当該年度の1月末までに報告することができるものとする。

5 実績報告期日までに受理した申請に係る助成金の交付請求額の合計が、公社の予算の範囲を超えた場合は、予算の範囲内で交付する。なお、実績報告期日までに複数の申請があつた場合は、各交付請求額を当該年度における実績報告期日までに申請のあつた交付請求額の総額で除して得た割合を、当該年度における予算に乗じた金額（千円未満の端数切捨て）を1件当たりの上限額とする。

6 公社は、第1項の書類に不備がある場合、助成事業者に公社が修正を求めた日の翌日から起算して30日以内又は公社が指定する期限までに助成事業者が当該不備の修正を行わないときは、交付決定を取り消すことができる。

（助成金の額の確定及び助成金の交付）

第 16 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 7 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金額確定通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

2 公社は、前項の助成金額確定通知書により助成金の額を確定した後、助成事業者に助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条第 1 項の規定に基づく助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

三 交付決定を受けた者（法人にあつては代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団等又は暴力団に該当するに至ったとき。

四 その他助成金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令又は実施要綱並びに本交付要綱の規定に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都に報告するものとする。

3 第 1 項の規定は、第 16 条に規定する助成金の額の確定後においても適用するものとする。

4 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に対し助成金交付決定取消通知書（第 11 号様式）により通知するものとする。

（不正手続き等に対する措置）

第 18 条 公社は、助成対象者、助成事業者（以下本条において「助成対象者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本交付要綱に規定する手続きを行い、又は本交付要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成対象者等に対し、次の措置を講じることができる。なお、助成事業者から業務を受託した者が不正手続等を行った場合においても、当該助成事業者が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなして本条を適用する。

一 第 7 条第 1 項の規定による助成金の不交付の決定、前条第 1 項の規定による交付決定の取消し、第 19 条第 1 項の規定による助成金の返還の請求及び第 20 条第 1 項の規定による違約加算金の納付の請求

二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。

三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

- 2 本事業が終了したときは、前第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成金の返還)

- 第19条 公社は、助成事業者に対し、第18条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者に対し、助成金返還請求通知書(第12号様式)により期限を付して助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、助成金を公社に返還しなければならない。
 - 3 助成事業者は、前項の規定により助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第13号様式)を提出しなければならない。
 - 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第21条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

- 第20条 公社は、第17条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し、前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

- 第21条 公社は、助成事業者に対し、第19条第1項の規定により助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第22条 公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が本助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交

付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第 23 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類について、第 7 条第 1 項の規定により公社が助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から FIT 認定期間終了時までの期間保存しておかななければならない。

(調査等)

第 24 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第 25 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第 26 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等（その他役員、従業者等を含む。）に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下「個人情報等」という。）については、都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

- 一 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
 - 二 公社が実施する他の助成金事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
 - 三 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
 - 四 助成金制度に関する統計分析、及びその結果を活用した制度改善並びに新規事業の企画
 - 五 都への事業報告及び都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
 - 六 都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供
- 2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。

- 3 助成対象事業者は、交付申請に当たり、第1項から第2項までに定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する誓約書（第2号様式）により同意するものとする。
- 4 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。
- 5 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規定」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等を第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

（電子情報処理組織による申請等）

第27条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織による通知等）

第28条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和5年11月24日付5都環公総総第569号）第3条第2項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

（その他）

第29条 本交付要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 要綱から明確に判断できない事項等、要綱の解釈に疑義が生じた場合、その都度公社が判断し、都と協議した上で対応方法を決定するものとする。

附則（令和7年4月23日付7都環公地温第271号）

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。

附則（令和8年3月25日付7都環公地温第8252号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 交付申請に必要な提出書類（第6条関係） ○：必須、△：対象の場合

No.	提出書類	様式	提出	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	○	助成対象事業経費内訳書を含む
2	誓約書	第2号様式	○	
3	登記簿謄本(現在事項全部証明書)の写し	添付書類1	○	
4	FIT の事業認定を受けていることが確認できる書類	添付書類2	○	認定通知書
5	運転開始日が確認できる書類	添付書類3	○	「購入電力量のお知らせ」など FIT による売電が始まったことがわかる資料
6	FIT 認定を受けた事業による年間想定発電電力量の計算根拠	添付資料4	○	発電シミュレーション結果 など
7	その他公社が必要と認める書類	添付書類5	△	必要な場合に提出すること。

別表第2 実績報告に必要な提出書類(第15条関係) ○：必須、△：対象の場合

No.	提出書類	様式	提出	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第9号様式	○	
2	振込口座が確認できる資料	添付書類1	○	
3	FIT 認定を受けた事業による発電実績がわかる書類	添付書類2	○	「購入電力量のお知らせ」、電力会社のWEB サービスによる購入実績など
4	その他公社が必要と認める書類	添付書類3	△	必要な場合に提出すること。